

始良市農業委員会総会議事録（令和3年1月）

1. 開催日時 令和3年1月29日（金） 午後1時30分～午後3時まで
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

農業委員 出席委員（18人）

1 番	小長野 誠	11 番	堂前 澄男
2 番	坂元 廣幸	12 番	西 泰行
3 番	本村 正一	13 番	川島 兼次
4 番	福森 徳昭	14 番	内飩 達也
5 番	牧野田 隆平	15 番	平 富士夫
6 番	杉尾 敏憲	16 番	岩元 律子
7 番	市蘭 由美子	17 番	松元 信道
8 番	白尾 親昭	18 番	夏田 恒
9 番	今村 逸子	19 番	米迫 慎二
10 番	野元 幸雄		

欠席委員 4 番農業委員

農地利用最適化推進委員 出席委員（ 6 人）

1 番	内村 幸雄	7 番	松永 政文
2 番	宇都 和義	8 番	松元 健一
3 番	扇蘭 弘行	9 番	池端 隆志
4 番	柚木 利雄	10 番	新屋敷 幸一
5 番	大重 孝司	11 番	中村 政芳
6 番	上福元 克己	12 番	柳迫 勝美

欠席委員 1 番内村推進委員、3 番扇蘭推進委員、4 番柚木推進委員、
5 番大重推進委員、9 番池端推進委員、12 番柳迫推進委員、

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1 号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
4. 議案第 2 号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
6. 議案第 4 号 非農地証明願について

- 7. 議案第 5 号 農地あっせん申出（売渡・貸付 希望）について
- 8. 議案第 6 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
- 9. 農地あっせんの経過報告
- 10. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
- 11. その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長
農地係長
農地係主任主査
農地係主査
振興係長
振興係主任主査
加治木農林水産係長

	始良市農業委員会総会議事録（令和３年１月） （大会議室に農業委員１８名着席）
事務局長	姿勢を正してください。 一同礼。 〔１．総会の通告〕
議 長	ただいまから、令和２年度 第１０回 始良市農業委員会総会を開会いたします。 ただいまの出席農業委員は<u>１９名中、１８名</u>で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 なお、本日は、４番農業委員が欠席であります。
	————— 会務報告 —————
議 長	それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。
事務局	資料により説明。
	————— 議事録署名委員の指名 —————
議 長	議事日程に入ります。 それでは、日程第１、議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会会議規則第１７条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
委 員	『異議なし』
議 長	それでは、３番農業委員、５番農業委員にお願いいたします。
	————— 会議書記の指名 —————
議 長	つぎに、日程第２、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の〇〇振興係長と〇〇農地係長を指名いたします。 これからの議案の審議では、農業委員会法第３１条の規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができなくなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。関係議案、終了後に入室・着席していただき

議 長 事務局 議 長 委 員 議 長 委 員 議 長	ます。 なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしくお願いいたします。 ————— 議案第 1 号 ————— それでは、日程第 3、議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてを議題に供します。 1 番から 3 3 番について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明いたします。総会資料は、1 ページ目でございます。こちらは、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地の利用権の設定です。農業委員会で審査決定後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。 公告日は令和 3 年 1 月 3 1 日、契約の始期は令和 3 年 2 月 1 日をそれぞれ予定しております。 契約年数につきましては、1 年間が 4 件、2 年間が 1 件、3 年間が 4 件、5 年間が 9 件、1 0 年間が 1 4 件、1 5 年間が 1 件で、合計 3 3 件となっております。面積につきましては、合計 8 3, 8 6 6 ㎡となっております。 農用地利用集積計画（貸借）の内容につきましては、総会資料の 2 ページから 7 ページにございますので、ご確認いただきたいと思います。 以上、第 1 号議案の説明を終わります。 それでは、1 番から 3 3 番までについて、一括して質疑に入ります。 ただいまの事務局からの説明について、質疑のある委員は挙手をお願いします。 〔質問、意見なし〕 それでは、お諮りいたします。 議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての 1 番から 3 3 番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。 〔賛成多数〕 賛成多数により、議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、1 番から 3 3 番までについては、原案のとおり決定いたしました。
--	--

		————— 議案第 2 号 —————	
議 長		事務局	次に、日程第 4 議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 1 番から 4 番について説明をお願いします。 まずは、1 番について事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 2 号、農地法 3 条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。総会資料は、8 ページでございます。今月の申請件数は、4 件となっております。 先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査報告書の 1 ページから 4 ページに調査書がございますので、ご審議の参考としてください。 それでは、1 番についてご説明申し上げます。 譲受人 大山在住の〇〇。譲渡人 同じく大山の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、大山字大山〇〇番〇 田、字寺田〇〇番〇 田、2 筆の合計面積が 1, 9 4 5 ㎡となります。 以上で、1 番の説明を終わります。
議 長		委 員	ただいまの説明の 1 番に関連して、1 1 番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。1 1 番農業委員です。 それでは、1 番について調査報告をいたします。令和 3 年 1 月 1 7 日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。親子間の贈与による所有権移転であります。農機具は、先月ありました長男〇〇さんの機械を借りて、共同で利用するとのことでした。労働力は、妻と 2 人で、問題ありません。 よって、当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で、1 番の報告を終わります。
議 長		事務局	次の、2 番について事務局の説明をお願いします。 それでは、2 番につきましてご説明申し上げます。 譲受人 蒲生町下久徳在住の〇〇。譲渡人 鹿児島市在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町下久徳字下水流〇〇番〇 田、1 筆の 9 0 5 ㎡となります。 以上で、2 番の説明を終わります。
議 長			ただいまの説明の 2 番に関連して、8 番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	はい。8番推進委員です。 それでは、2番について調査報告をいたします。令和3年1月14日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は、86歳と高齢ですが、長男の方が会社員をしながら、農作業の全てを行っております。農機具も揃っており問題ありません。労働力も、本人と長男、長男の妻がいるため問題ありません。 よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で、2番の報告を終わります。
議長	次の、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、3番についてご説明申し上げます。 譲受人 霧島市溝辺町在住の〇〇。譲渡人 同じく霧島市溝辺町在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町日木山字楠原〇〇番 畑、字楠原〇〇番 畑、字楠原〇〇番 畑、字楠原〇〇番 畑、字楠原〇〇番 畑、字楠原〇〇番 畑、7筆の合計面積が23,302㎡となります。 以上で、3番の説明を終わります。
議長	ただいまの説明の3番に関連して、12番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい。12番農業委員です。 それでは、3番について、調査報告をいたします。令和3年1月15日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。今回は、贈与による所有権移転となります。譲受人は、家族で製茶業を営まれており、営農に必要な機械等は、全て揃っています。申請地は、全て茶畑で、良く管理されていきました。この日木山地区で、規模拡大の希望をもっておられます。 よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で、3番の報告を終わります。
議長	次の、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、4番についてご説明申し上げます。 譲受人 船津在住の〇〇。譲渡人 大阪府東大阪市在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、豊留字島廻〇〇番 田、1筆の1,102㎡となります。 以上で、4番の説明を終わります。

議 長	ただいまの説明の４番に関連して、１１番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。１１番推進委員です。調査報告をいたします。 令和３年１月１７日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。今回は、贈与による所有権移転となります。申請地は、山田口より、南に約５０ｍの位置です。有機野菜をハウスで経営されている〇〇さんの西棟ハウスにあります。譲渡人は大阪に居住され、農業をする見込みがないため、贈与となったようです。譲受人は、水稻が９町歩、飼料を４，０００㎡、さといもを１，０９２㎡、今回の田んぼを含めると、９６，８５８㎡となります。労働力は、夫婦２人で経営しており、農機具も完備されておられます。 よって、当申請は、農地法第３条第２項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 私の方から、要望として、となりが有機栽培をされていますので、水稻への農薬散布では、農薬が飛散しないようにお願いしてあります。 以上で、４番の報告を終わります。
議 長	これより、議案第２号、農地法第３条の規定による許可申請の処分決定についての、１番から４番について一括して質疑に入ります。
委 員	質疑のある委員は挙手をお願いします。
議 長	「挙 手」
委 員	１７番農業委員。
議 長	はい。１７番農業委員です。
委 員	１番と３番は、譲受人の経営面積が０㎡となっていますが、新規就農なのですか。１番の方は、下限面積が足りますか。それと、２番の譲受人が、８６歳で女性ですが、耕作は大丈夫でしょうか。
議 長	事務局。いかがですか。
事務局	１番については、説明をしておりませんでした。議案第１号の利用権設定１番で、決定となりました２１８㎡を含めると、下限面積を超えることとなります。３番については親子間の贈与で、下限面積を超えることとなります。労働力については、年齢ではなく、世帯での労働力でみますので、長男夫婦が耕作しますので、問題ありません。
議 長	１７番委員。よろしいですか。
委 員	はい。わかりました。

議 長	ほかに、質疑のある委員はありますか。 [質疑・意見なし]
委 員	
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から4番については、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から4番については、原案のとおり決定いたしました。
	————— 議案第3号 —————
議 長	次に、日程第5 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 1番から17番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、9ページから14ページでございます。今月の申請件数につきましては、17件となっております。 それでは、1番につきまして、ご説明いたします。 借人 東餅田の〇〇株式会社 代表取締役 〇〇。貸人 蒲生町米丸在住の〇〇です。土地の所在が、蒲生町米丸字新田〇〇番〇 田、1筆の954㎡です。申請地につきましては、農用地区内農地であります。転用目的は、現場事務所・資材置場で、理由につきましては、経営体育成基盤整備事業米丸地区2-2工区施行のためとのことでございます。こちらは、令和3年4月30日までの一時転用であります。自己資金で対応し、改良区等は、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画が添付されております。こちらにつきましては、農用地区域内農地ということで、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件でございます。
議 長	以上で、1番の説明を終わります。
委 員	ただいまの説明に関連して、6番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議 長	はい。6番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、農用地区域内農地ですが、一時転用に該当するため、問題ありません。申請地の位置ですが、米丸簡易郵便局から、南に約250mの位置です。被害防除現況として、東が県道、西が田、南が雑種地、北が田です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項としましては、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。 以上で、報告を終わります。
事務局	次の、2番について事務局の説明を求めます。 続きまして、2番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は、脇元在住の〇〇。譲渡人は、兵庫県宝塚市在住の〇〇です。土地の所在は、東餅田字大小路〇〇番〇 畑、字大小路〇〇番〇 畑、字大小路〇〇番〇 畑、字大小路〇〇番〇 畑、4筆の合計面積が567㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、倉庫・駐車場で、理由としましては、倉庫として使用するため、通路、物品搬入のための自動車駐車場を確保したいとのことでございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区等は、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画が添付されております。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、18番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。18番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、県運転免許試験場から、北に約10mの位置にございます。被害防除現況として、東が宅地、西も宅地、南が水路、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、3番について事務局の説明を求めます。 それでは、3番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 西餅田在住の〇〇他1名。譲渡人 福岡県福岡市在住の〇〇です。土地の所在が、松原町〇丁目〇〇番〇 畑、453㎡のうち

議 長	254㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟 60.45㎡で、理由のほうは、現在借家住まいで手狭になったため、一般住宅を建築したいということでございます。こちらは、融資で対応し、改良区等は、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画が添付されております。 以上で、説明を終わります。
委 員	ただいまの説明に関連して、14番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。14番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から、南東に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が転用地、南が宅地と畑、北が宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、4番について事務局の説明を求めます。 それでは、4番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 加治木町木田在住の〇〇。譲渡人 福岡県福岡市在住の〇〇です。土地の所在が、松原町〇丁目〇〇番〇 畑、453㎡のうち198㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟 60.76㎡で、理由のほうは、現在借家住まいで手狭になったため、一般住宅を建築したいということでございます。こちらは、融資で対応し、改良区等は、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画の添付があります。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、18番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。18番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から、南東に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が転用地、南も転用地、北が宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。

議 長 事務局	以上で、報告を終わります。 次の、5番について事務局の説明を求めます。 続きまして、5番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 西餅田の合同会社〇〇 代表社員〇〇。譲渡人 千葉県白井市在住の〇〇他2名です。土地の所在は、鍋倉字桐木〇〇番 畑、1筆の710㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は児童発達支援事業施設・駐車場 2棟 216.50㎡で、理由としましては、若葉学園の隣接地で情報交換等ができ、事業を営むには条件が整っているということでございます。こちらは、融資で対応し、改良区等は、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画の添付があります。こちらにつきましては、隣接宅地〇〇 753.54㎡と一体利用で、全事業面積が1,463.54㎡となります。 以上で、説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、5番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。5番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地ではありますが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置ですが、若葉学園の隣接地でございます。被害防除の現況は、東が田、西が畑と宅地、南が宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。 以上で、報告を終わります。
議 長 事務局	次の、6番について事務局の説明を求めます。 それでは、6番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 平松在住の〇〇。譲渡人 同じく平松在住の〇〇です。土地の所在が、平松字松木田〇〇番〇 田、1筆の484㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、近隣商業地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は資材置場で、理由としましては、資材置場を建設し、その運営を行うことで自己の生活安定を図るということでございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区等は、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画の添付があります。 以上で、説明を終わります。

議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、14番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。14番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、三井食品南側の隣接地です。被害防除現況としましては、東が水路、西が宅地、南が水路、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長 事務局	次の、7番について事務局の説明を求めます。 それでは、7番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 霧島市の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇。譲渡人 大阪府茨木市在住の〇〇他1名です。土地の所在が、加治木町木田字東三本松〇〇番〇 畑、字東三本松〇〇番〇 畑、2筆の合計面積が686㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成で、理由としましては、宅地造成（3区画）をし、住宅緩和に寄与するとともに、経営安定を図るものであるとのことでございます。こちらについては、自己資金で対応し、土地改良区から意見書があります。また、被害防除計画の添付もあります。 以上で、説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、2番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。2番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、加治木記念病院から、北に約50mの位置です。被害防除現況といたしまして、東が宅地、西が市道、南が県道、北が宅地です。申請実現の確実性といたしまして、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長 事務局	次の、8番について事務局の説明を求めます。 それでは、8番につきまして、ご説明いたします。

	譲受人 西餅田在住の〇〇。譲渡人 霧島市在住の〇〇です。土地の所在が、寺師字高崎〇〇番〇 田、字高崎〇〇番〇 田、2筆の合計面積が1, 333㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は工場・駐車場 1棟 417.00㎡で、理由としましては、工場及び駐車場を建設して、有限会社〇〇に貸す計画に至ったとのことでございます。こちらは、融資で対応し、改良区等は、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画の添付があります。こちらにつきましては、隣接宅地〇〇番〇 247.63㎡と一体利用で、全事業面積が、1,580.63㎡となっております。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、3番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。3番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、寺師公民館から、北に約750mの位置です。被害防除現況といたしまして、東が河川、西が県道、南が宅地、北が田です。申請実現の確実性といたしまして、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、9番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、9番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 薩摩川内市在住の〇〇。譲渡人 愛知県名古屋市在住の〇〇です。土地の所在が、平松字原口原〇〇番〇 畑、1筆の329㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟 99.37㎡で、理由につきましては、借家で手狭なため、自己の住宅を建築したいとのことでございます。資金につきましては、融資で、改良区等は、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画の添付があります。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、10番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。10番推進委員です。調査報告いたします。

議 長	ます。条件及び特記事項は、ありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件として、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
事務局	次の、１１番について事務局の説明を求めます。 それでは、１１番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 三拾町在住の〇〇。譲渡人 同じく三拾町在住の〇〇他１名です。土地の所在は、三拾町字岩瀬戸〇〇番 畑、字岩瀬戸〇〇番〇 畑、字岩瀬戸〇〇番〇 畑、３筆の合計面積が３５７㎡です。申請地につきましては、申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり１０ha未滿の区域内の農地であり、農地区分は第２種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 １棟 ９８．３０㎡で、理由につきましては、借家で手狭なため、自己の住宅を建築したいとのことでございます。こちらは、融資で対応し、改良区等は、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画の添付があります。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、３番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。３番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第２種農地ですが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、西部森林組合から、北東に約３００mの位置です。被害防除現況ですが、東が市道、西が雑種地、南も雑種地、北も雑種地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、１２番について事務局の説明を求めます。 それでは、１２番につきまして、ご説明いたします。 借人 東京都世田谷区の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇。貸人 鹿児島市在住の〇〇です。土地の所在は、西餅田字太良山野〇〇番〇田、１筆の５６２㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第３種農地と判断されます。転用目的はコインランドリー １棟 ９８．３０㎡で、理由につきましては、コインランドリー業務に適地を探しており、申請地を貸してもらえることとなったためとのことでございます。こちらは、

議 長	自己資金で対応し、水利組合から意見書と始末書、被害防除計画の添付があります。こちらにつきましては、隣接宅地〇〇番〇 47. 53㎡との一体利用で、全事業面積は609. 53㎡となっております。 以上で、説明を終わります。
委 員	ただいまの説明に関連して、10番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。10番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、桜島サービスエリア下りから、東に約20mの位置です。被害防除現況ですが、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が市道と雑種地です。申請実現の確実性ですが、自己資金証明もあり、確実です。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、13番について事務局の説明を求めます。 それでは、13番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 霧島市の有限会社〇〇 代表取締役 〇〇。譲渡人 埼玉県春日部市在住の〇〇です。土地の所在が、平松字新開〇〇番〇 畑、1筆の716㎡となっております。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は資材置場で、理由につきましては、申請地付近の工事依頼が多いので、資材置場として利用したいとのことでございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区等は、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画の添付があります。こちらにつきましては、隣接宅地〇〇番〇 143. 36㎡と一体利用で、全事業面積が859. 36㎡となっております。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、14番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。14番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、始良インターから、東に約30mです。被害防除現況ですが、東が市道、西が山林、南が宅地、北も宅地です。申請実現の確実性ですが、自己資金証明もあり、確実です。条件及び特記事項は、西側の山林ですが、となりが河川となっていましたので、土砂流出に注意するように言っております。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。

議 長	以上で、報告を終わります。 次の、14番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、14番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 薩摩川内市の有限会社〇〇 取締役 〇〇。譲渡人 西餅田在住の〇〇。土地の所在が、西餅田字小松田〇〇番〇 田、1筆の359㎡となっております。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第二種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、駐車場で、理由につきましては、所有するアパートの駐車場が狭いためということでございます。資金については、自己資金で対応し、水利組合からの意見書の添付があります。また、被害防除計画の添付もあります。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、18番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。18番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、上場公民館から、西に約100mの位置です。被害防除現況は、東が市道、西が宅地、南も宅地、北が宅地と畑です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、15番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、15番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 鹿児島市在住の〇〇。譲渡人 埼玉県入間市在住の〇〇。土地の所在が、蒲生町漆字大窪〇〇 田、1筆の1,597㎡となっております。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は、太陽光発電所で、理由につきましては、売電事業をビジネスとして取り組むため、農地を転用したいということでございます。こちらは、融資で対応し、改良区等は、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画と始末書の添付があります。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、7番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員 議 長 事務局	はい。7番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地ではありますが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、万来館から、北に約200mの位置です。被害防除現況は、東が市道、西が田、南が畑、北が雑種地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。 以上で、報告を終わります。 次の、16番について事務局の説明を求めます。
議 長 委員	それでは、16番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 加治木町木田の〇〇神社 代表役員〇〇。譲渡人 奈良県高市郡明日香村在住の〇〇。土地の所在が、加治木町木田字奉社田〇〇番畑、1筆の151㎡となっております。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は、駐車場で、理由につきましては、現在駐車場が狭く、参拝者や神社の行事のため広くしたいとのことでございます。こちらは、自己資金で対応し、土地改良区から意見書があります。また、被害防除計画の添付もあります。こちらにつきましては、隣接宅地〇〇番〇 42.49㎡・〇〇番466.87㎡と一体利用で、全事業面積が660.36㎡となっております。 以上で、説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、2番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
議 長 事務局	はい。2番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地ではありますが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、伊勢神社の隣接地です。被害防除現況は、東が水路と市道、西が宅地、南も宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。 以上で、報告を終わります。 次の、17番について事務局の説明を求めます。 それでは、17番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 東餅田在住の〇〇。譲渡人 蒲生町下久徳在住の〇〇。土地

議 長 委 員 議 長 委 員 議 長 委 員 議 長	の所在が、蒲生町下久徳字桑水流〇〇番 田、1筆の1, 650㎡となっております。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は、貸資材置場で、理由につきましては、貸資材置場として利用したいとのこととございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区等は、除外済のため不要となっております。また、被害防除計画の添付があります。 以上で、説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、6番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。6番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、蒲生高校から、西に約90mの位置です。被害防除現況は、東が里道、西が宅地と畑、南が田、北も田です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、報告を終わります。 調査員の皆さん、ご苦労様でした。 これより、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、1番から17番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。 [質疑・意見なし] それでは、お諮りいたします。 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から17番について、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。 [賛成多数] 賛成多数により、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から17番について、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。 なお、1番と10番につきましては、県農業会議ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。 ここで、しばらく休憩します。
--	--

議 長	
	(休 憩) ————— 議案第 4 号 ————— 休憩まえに引き続き、会議を再開いたします。 次に、日程第 6 議案第 4 号、非農地証明願についてを議題に供します。 1 番から 2 番について説明をお願いします。 まずは、1 番について事務局の説明を求めます。
	事務局 それでは、議案第 4 号、非農地証明願についてご説明いたします。総会資料は 15 ページでございます。今月の申請件数につきましては、2 件となっております。 それでは、1 番につきまして、ご説明いたします。申請人は西餅田在住の〇〇、所有者も同一でございます。土地の所在は、西餅田字雨乞前〇〇番〇 田、1 筆の 75 ㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第 3 種農地と判断されます。変更後の使用目的は、現状のまま宅地で、理由としましては、隣人が境界を間違って倉庫を建てたためとのことでございます。 以上で、説明を終わります。
	議 長 ただいまの説明の 1 番に関連して、10 番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 委 員 はい。10 番推進委員です。報告いたします。 農地区分は、第 3 種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、医療法人クオラから、東へ約 100 m の位置です。周囲の現況ですが、東が宅地、西も宅地、南も宅地、北が市道です。非農地として認定するやむを得ない理由としましては、すでに宅地となって、21 年が経過しており、やむを得ないものと認めます。条件及び特記事項は、ありません。総合意見といたしましては、現地調査員としては、承認意見です。 以上で、報告を終わります。
議 長	次に、2 番について事務局の説明を求めます。
	事務局 それでは、2 番につきまして、ご説明いたします。申請人は、神奈川県相模原市在住の〇〇、所有者も同一でございます。土地の所在は、平松字新開〇〇番〇 畑、1 筆の 387 ㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第 3 種農地と判断されます。変更後の使用目的は、現状のまま宅地で、理由としましては、昭和 41 年に居宅を建築したためということでございます。

議 長	以上で、説明を終わります。
委 員	ただいまの説明の２番に関連して、１４番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。１４番農業委員です。報告いたします。 農地区分は、第３種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、始良インターチェンジから、東へ約３０ｍの位置です。周囲の現況ですが、東が宅地、西が山林、南が宅地、北も宅地です。非農地として認定するやむを得ない理由としましては、宅地となってから、５５年経過しているため、やむを得ないと認めます。条件及び特記事項は、ありません。総合意見としましては、現地調査員としては、承認意見です。 以上で、報告を終わります。
議 長	それでは、議案第４号、非農地証明願についての１番から２番について、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第４号、非農地証明願についての１番から２番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第４号、非農地証明願についての１番から２番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。
議 長	————— 議案第５号 ————— 次に、日程第７ 議案第５号、農地あっせん申出(売渡・貸付 希望)についてを議題に供します。 １番から４番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第５号、農地あっせん申出(売渡・貸付 希望)について、ご説明いたします。総会資料は、１６ページです。今月の申請につきましては、売渡２件、貸付２件となっております。参考資料につきましては、７６ページから７９ページになりますので、審議の参考としてください。 それでは、１番を説明いたします。 内容につきましては、売渡です。申請者は千葉県流山市在住の〇〇、土地の所在が、三拾町字馬渡〇〇番 田、字馬渡〇〇番 田、２筆の合

議 長 委 員 議 長 委 員 議 長	計面積が2, 2 3 2 m²です。希望譲渡価格は、農業委員会に一任ということです。 以上で、1 番の説明を終わります。 それでは、2 番を説明いたします。 内容につきましては、売渡です。申請者は蒲生町久末在住の〇〇、土地の所在が、蒲生町久末字旭田〇〇番〇 田、字旭田〇〇番 田、2 筆の合計面積が1, 3 5 6 m²です。希望譲渡価格は、農業委員会に一任ということです。 以上で、2 番の説明を終わります。 それでは、3 番を説明いたします。 内容につきましては、貸付です。申請者は、鹿児島市在住の〇〇、土地の所在が、蒲生町下久徳字下水流〇〇番〇 田、字下水流〇〇番〇、2 筆の合計面積が1, 3 9 0 m²です。希望貸付期間は農業委員会に一任で、希望小作料も農業委員会に一任ということです。 以上で、3 番の説明を終わります。 それでは、4 番を説明いたします。 内容につきましては、貸付です。申請者は、東餅田在住の〇〇、土地の所在が、蒲生町下久徳字榎田〇〇番 田、字榎田〇〇番 田、字榎田〇〇番 田、字榎田〇〇番、4 筆の合計面積が4, 7 9 7 m²です。希望貸付期間は農業委員会に一任で、希望小作料も農業委員会に一任ということです。 以上で、4 番の説明を終わります。 事務局の説明が終わりました。議案第5号、農地あっせん申出（売渡・貸付 希望）の1 番から4 番について、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。 「質疑・意見なし」 それでは、お諮りいたします。 議案第5号、農地あっせん申出(売渡・貸付 希望)の1 番から4 番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。 〔賛成多数〕 賛成多数により、議案第5号、農地あっせん申出(売渡・貸付 希望)の1 番から4 番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。 次に、ただいま承認された議案5号のあっせん申出に係る地区あっせん委員の選出について協議していただきます。 地区委員の方々から選出していただきたいと思います 自薦他薦いずれでもよろしいです。
--	---

委員 議長	「意見なし」 いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第5号、農地あっせん申出(売渡・貸付 希望)についての、 1 番については、9 番農業委員、1 5 番農業委員、 1 1 番推進委員に、 2 番については、7 番農業委員、1 8 番農業委員、 8 番推進委員に、 3 番については、8 番推進委員に、 4 番については、8 番推進委員に、 それぞれ、お願いしたいと思います。
委員 議長	「はい」 それでは、担当になられた委員の方々は、よろしくお願いいたします。
議長 事務局	————— 議案第6号 ————— 次に、日程第8 議案第6号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてを議題に供します。 それでは、事務局の説明を求めます。 はい。それでは、議案第6号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、ご説明いたします。 本案件につきましては、議案第1号の、農用地利用集積計画（貸借）と同様ではございますが、農地中間管理事業により集積されたもので、借主が中間管理機構ですので、別議案として、上程いたしております。 なお、資料29ページから30ページの178番から201番が11番農業委員、202番から205番が6番農業委員に係る案件となっており、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、議事に参加できませんので、審議の際はご退席願います。 それでは、総会資料の17ページを、お開きください。まず、今回の始期を令和3年2月1日として設定する募集期分について審議していただきます。まず、利用権を設定する再配分予定者の氏名、または、名称につきましては、19ページから30ページの各筆明細に記載してありますので、ご確認をお願いします。利用権設定を受ける者の氏名または

議 長	名称については、公益財団法人鹿児島県地域振興公社理事長 鎮寺 裕人 です。本案件は、利用権設定開始日を令和3年2月1日として、本市で配分計画案を作成。次に機構が配分計画を策定し、県に認可申請を行い、当該申請に基づいて県が配分計画を認可した後に、本市農業委員会の決定を受け、市が公告することで効力が発生します。総会資料の18ページの借換区分別集計表をご覧ください。今回、中間管理機構を借主として、利用権の設定をしようとする者は、新規83件、AtoAは、60件、載せ換えは、62件の全体で205件の申請面積が、251, 214㎡です。設定する権利別は、全て賃貸借で205件、期間別は、全て10年となっております。 今回の設定地域は、上名地区、下名地区、大山地区、船津地区、住吉地区、加治木町西別府地区の6地区となっております。 以上で、説明を終わります。ご審議の方よろしく申し上げます。 それでは、利用権設定開始日 令和3年2月1日 各筆1番から177番までについて、一括して質疑に入ります。 ただいまの事務局からの説明について、質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
委 員	それでは、お諮りいたします。農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日 令和3年2月1日 各筆1番から177番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。 [賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第6号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日 令和3年2月1日 各筆1番から177番までについて、原案のとおり決定いたしました。 なお、議案第6号 利用権設定開始日 令和3年2月1日 各筆178番から205番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。 178番から201番の関係者、11番農業委員の退席をお願いします。
委 員	(11番農業委員退席)
議 長	それでは、178番から201番について、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。

議 長	委 員	「質疑・意見なし」
議 長	委 員	それではお諮りいたします。議案第6号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日令和3年2月1日 各筆178番から201番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
議 長	委 員	〔賛成多数〕 賛成多数により、議案第6号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日 令和3年2月1日 各筆178番から201番については原案のとおり決定しました。 11番農業委員は、着席してください。
議 長	委 員	（11番農業委員着席） 202番から205番の関係者、6番農業委員の退席をお願いします。
議 長	委 員	（6番農業委員退席） それでは、202番から205番について、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
議 長	委 員	「質疑・意見なし」
議 長	委 員	それではお諮りいたします。議案第6号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日令和3年2月1日 各筆202番から205番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
議 長	委 員	〔賛成多数〕 賛成多数により、議案第6号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日 令和3年2月1日 各筆202番から205番については原案のとおり決定しました。 6番農業委員は、着席してください。
	委 員	（6番農業委員着席）

議 長		次に日程第9、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。まず、事務局からの報告をお願いします。
	事務局	それでは、農地あっせんの経過報告をいたします。 資料2ページの22番、借受希望の〇〇さんですが、今月の第1号議案の2番から6番で、6, 117㎡を利用権設定されましたので、現在の利用権総合計が、27, 083㎡となります。 資料4ページの43番、借受希望の株式会社〇〇ですが、今月の第1号議案の29番で、3, 151㎡を借受されましたので、完了とします。 資料6ページの67番、借受希望の〇〇さんですが、今月の第1号議案の10番、20番で、4, 771㎡を借受されました。 以上で報告を終わります。
議 長		委員の皆さんから、何か報告等ございませんか。
	委 員	[質問・意見なし]
議 長		ないようでしたら、この案件は報告ですので、これで終わります。
————— 農用地利用集積計画（貸借）合意解約 —————		
議 長		次に日程第10、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約の報告をいたします。1月は16件が提出されております。内容につきましては、別紙、合意解約1月分を、後ほどご確認ください。 以上で、報告を終わります。
議 長		ただ今の事務局説明について、質疑のある方はございませんか。
	委 員	「質問・意見なし」
議 長		ないようですので、それでは、この案件は報告ですので これで終わります。
————— その他 —————		
議 長		それでは日程第11、その他でございますが、委員の方から何かございませんか。

議 長 委 員	「挙 手」 1 2 番農業委員。
議 長 委 員	はい。1 2 番農業委員です。 遊休農地対策グループからです。先月の総会で、遊休地解消の候補地についてお願いしていたところ、加治木地区にあるように聞いております。委員の皆様は、引き続き農地パトロールや意向調査等によりまして、遊休農地の発生防止に努めてください。 遊休農地対策グループの委員の方々は、総会終了後、別の会議室で会を開催しますので、お集りください。
議 長	ほかに、委員の方からないですか。
議 長 委 員	〔発言なし〕
議 長	ないようですので、以上で、本日の議案の審議並びに、報告事項は全て終了しました。 事務局から何かありますか。
議 長 事務局	今月は、ありません。
議 長	ほかにありませんか。 それでは、以上をもちまして、令和2年度 第10回 始良市農業委員会総会を閉会いたします。 〔閉会〕
事務局長	姿勢を正してください。 一同礼。

議事録署名委員

署名委員

署名委員
